

下水道法および下水道条例の規定に基づく下水排除基準

項目	終末処理場を設置している公共下水道の使用者			現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者
	特定事業場	特定事業場以外		
排水量		750m ³ /月以上	750m ³ /月以下	
温度	45℃以下	45℃以下		45℃以下
水素イオン濃度(pH)	5pH以上9pH以下	5pH以上9pH以下		5pH以上9pH以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	1500mg/ℓ以下	1500mg/ℓ以下	—	—
浮遊物質(SS)	1500mg/ℓ以下	1500mg/ℓ以下	—	—
沃素消費量	220mg/ℓ以下	220mg/ℓ以下		220mg/ℓ以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下
	植物油脂類含有量	30mg/ℓ以下	30mg/ℓ以下	30mg/ℓ以下
窒素含有量	240mg/ℓ以下	240mg/ℓ以下	—	—
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/ℓ以下	380mg/ℓ以下	—	—
燐含有量	32mg/ℓ以下	32mg/ℓ以下	—	—
フェノール類	5mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下		—
銅及びその化合物	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下		—
亜鉛及びその化合物	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下		—
鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下		—
マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下		—
クロム及びその化合物	2mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下		—
カドミウム及びその化合物	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下		—
シアン化合物	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下		—
有機磷化合物	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下		—
鉛及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下		—
六価クロム化合物	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下		—
ヒ素及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下		—
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下		—
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと		—
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下		—
トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下		—
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下		—
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下		—
四塩化炭素	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下		—
1・2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下		—
1・1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下		—
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ以下	0.4mg/ℓ以下		—
1・1・1-トリクロロエタン	3mg/ℓ以下	3mg/ℓ以下		—
1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下		—
1・3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下		—
チウラム	0.06mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ以下		—
シマジン	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下		—
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下		—
ベンゼン	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下		—
セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下		—
ホウ素及びその化合物	河川	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	—
	海域	230mg/ℓ以下	230mg/ℓ以下	—
フッ素及びその化合物	河川	8mg/ℓ以下	8mg/ℓ以下	—
	海域	15mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	—
1・4-ジオキサン	0.5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下		—
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下		—

(備考)

- 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 太字は、直罰の水質基準(直罰基準)。それ以外は除害施設等が必要な水質基準(除害施設設置基準)。
- 「河川」欄は、河川その他の公共用水域を放流先とする下水道に排除する場合に適用する基準を示し、「海域」欄は、海域を放流先とする下水道に排除する場合に適用する基準を示す。
- ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を設置する事業場に対して直罰基準を適用する。また、それ以外の事業場に対しては、下水道終末処理場からの放流水が、ダイオキシン水の規制を受けている場合に限り除害施設設置基準を適用する。
- 温泉を使用しない旅館業は、排除の制限の適用を除外する。(下水道法施行令第9条の2)